



行政からのお願い

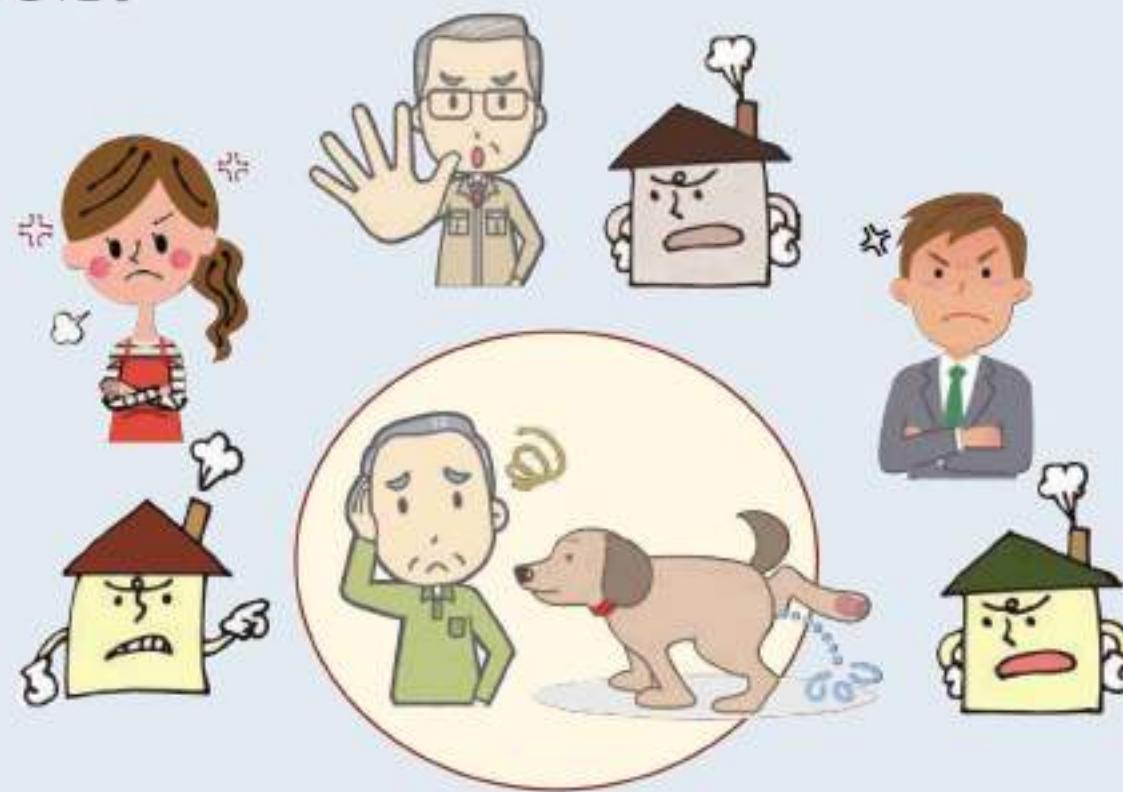


県内の保健所には、シニアの皆様の動物の飼い方に対する相談が多く寄せられます。今と昔では飼い方の常識も変わってきました。昔と変わらない飼い方を続けていたら、苦情を言われたなんてことは珍しくありません。

でも、突然、隣人や行政職員が自宅にやってきて、「飼い方を改善してください。」と言われても、なかなか素直に聞き入れにくいですよね。

だからこそ、自分が誰かの迷惑になりかねない飼い方をしていないか、見直してみませんか？

この項では、特にトラブルとなりやすい事項をまとめました。



行政からのお願い①

散歩中にした糞は片付けて



シニアが若かりし頃、「散歩」=「糞尿の時間」との考え方方が一般的であり、糞を回収しない人も多くいました。でも、それを迷惑と感じる方もいます。

「散歩」 = = 「糞尿の時間」

切り離したしつけをしましょう！

トイレトレーニングの方法は、

<https://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/shitsuke-tsubo/tsubo5.html>



で詳しく紹介しています。

トイレのしつけは、いろいろと役立ちます。

- ・移動先にてどこでもトイレができる。
- ・トイレのための散歩をしなくて済む。
- ・寝床とトイレの場所を区別できる。
- ・他人の目線が気にならない。
- ・衛生的です。



サークル内でオシッコ・ウンチができるようにしつけましょう。

でも、失敗することもあるでしょう。
もし、外で糞をしてしまったら、

**飼い主が自分で回収して
片付けましょう。**

散歩に必要なもの

- ・糞回収用の袋
- ・スコップ
- ・ペットボトルの水
(尿を洗い流すため)



餌だけ与えないで

野良猫への餌やりが、近隣住民とのトラブルの原因になることがあります。

猫は繁殖力が高いため、餌を与えれば、短期間で増えますし、増えれば、糞尿や鳴き声によって近隣に迷惑がかかります。

餌を与えるだけでは責任のあるシニアの行動とはいえません。

かわいそうに思い、餌を与えようと思うのであれば、同時に不妊去勢手術や糞尿の片付けも実施しましょう。

そして、できれば新しい飼い主を見つけてあげてください。



猫は屋内で飼いましょう

その昔、猫は屋外で飼うのが普通でしたが、今は違います。猫のため、周囲の方々のためにも

猫は屋内で飼いましょう!!

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例でも、猫を屋内で飼うよう努めることとされています。

屋外で飼うことの問題点

- ・糞尿、鳴き声により近所に迷惑をかけてしまう
- ・交通事故、病気の感染、猫同士のケンカ、迷子になる
- ・不妊去勢をしていない場合、増えててしまう



屋内飼養する際の留意点

- ・トイレのしつけをしましょう。
- ・立体的な運動ができるようにして、ストレスを解消しましょう。
- ・食事、トイレ、遊び、休憩等の場所を提供しましょう。
- ・窓、ドアの開閉により逃げてしまわないよう注意しましょう。

子猫のときから屋内で飼養しましょう。
すでに屋外で飼養してしまった猫についても、根気よくしつければ屋内飼養に切り替えることができます。

ペットを安易に増やさないで

なぜ、飼育頭数を増やすべきではないのでしょうか？

頭数が増えると、

- ・個体ごとの管理が難しくなります。
- ・掃除や散歩などがおろそかになりがちです。
- ・ほえる等の問題行動の制御が難しくなります。
- ・病気が蔓延するリスクが高まります。

では、増やさないためにどうするべきでしょうか？

不妊去勢手術を済ませましょう。

予定外の繁殖を
防ぐだけでなく、
生殖器系の病気を
予防することができます。



もしもの備え

災害に備えましょう

災害時はペットと一緒に避難してください。

なお、世話に必要な物品は自分で準備することが基本ですので、日ごろから、防災用品を準備しておきましょう。

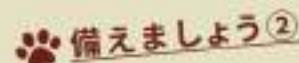
必要な防災用品

- ・「薬」や「療法食」
- ・フード&水(最低5日分を目安に)
- ・ケージ、キャリーバッグ、首輪、リード
- ・トイレ用品(シート、猫砂、新聞紙等)
- ・動物の情報(写真や健康記録)
- ・予備の食器、嗜好品、ガムテープなど

災害はペットにも大きなストレスとなります。なれない避難所でも興奮しないよう、日ごろからのしつけが大切です。予防接種や寄生虫の駆除もしておきましょう。

以下のことができるようにしておきましょう。

- ・「待て」「お座り」などの基本的なしつけ(犬)
- ・ケージ、キャリーバッグに嫌がらずに入る(犬、猫)
- ・不必要にほえない(犬)
- ・トイレを決められた場所でする(犬、猫)



飼い主の「万が一」に備えましょう

自身の死後、ペットの生活を保障するための手続きがあります。

遺言を残す

ペットのために遺言書を残しておくこともできます。弁護士や行政書士などに相談して、ペットを誰に託すか、ペットのためにどのように財産を残すかなどを整理し、法的に有効な遺言書を作成しておきましょう。また、他の人にペットを託したいと思っている場合には、譲りたい相手から承諾を得ておくことも大切です。

信託を利用する

ペットのために信託会社へお金を預けておき、いざとなったら、そのお金をペットのために使用することができる仕組みがあります。飼い主は、あらかじめ、ペットの世話を誰にしてもらうか決めておきます。預けたお金はペットのために使われます。

遺言や信託については、弁護士、司法書士、行政書士、保険会社に相談しましょう。



おわりに



シニアの皆様へ

シニアにとって、ペットとの生活は、心や体に元気と活力を与えるという報告があります。

寂しいときの話し相手として、自身の生活にリズムを与えてくれる存在として等、ペットを生きがいに感じている方も多いことでしょう。

一方、ペットの飼養に悩みを抱えていたり、これからペットを飼うにあたって不安を抱えているシニアの方々が多いことも事実です。

皆様の不安や悩みを解消し、もっとペットとの生活を安心して楽しんでいただく手引として是非本書を御活用ください。

平成30年3月

千葉県健康福祉部衛生指導課

電話 043-223-2642

